

福岡県公報

令和四年六月十七日
第三百七号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部
改正
(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十八号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表福岡市早良区の項中

福岡市立早良市民センター	〃	〃	百道二丁目二番一号
福岡市立早良市民センター	〃	〃	百道二丁目二番一号
福岡市早良南地域交流センター	〃	〃	四箇田団地九番一号

を

に、同表飯

塚市の項中

女市の項中

飯塚市伊岐須会館	〃	伊岐須八六九番地一
飯塚市庄内保健福祉総合センター ハーモニ	〃	網分七七一番地一
八女市伊岐須会館	〃	矢部村北矢部鬼塚(河川敷)
八女市矢部多目的交流ホール	〃	北矢部一〇七五番地
八女市椋谷地域交流センター	〃	星野村五四七五番地二
八女市星野総合体育館	〃	九五六四番地
八女市矢部体育館	〃	矢部村北矢部鬼塚(河川敷)
八女市椋谷地域交流センター	〃	星野村五四七五番地二

を

に、同表八

を

に改める。